

日本生物地理学会会則

(2024年4月14日改正)

第1章 総則

第1条 本会は日本生物地理学会 (The Biogeographical Society of Japan) と称する。

第2条 本会は生物学各分野に関する生物地理学的研究を推進し、その知識の向上と普及を図ることを目的とする。

第3条 本会は年に1度総会を開き、会務、会計その他の重要事項の報告や決定を行う。総会は会長の招集のもとに開催する。なお、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第4条 本会は会の目的を達成するために、学会会報、学会通信等の定期刊行物および研究発表に関する出版を行うと同時に、年に1度大会を開催する。その他、第2条の項目に合致する事業を行う。

第2章 会員

第5条 本会に名誉会員、正会員、団体会員、賛助会員の4種の会員を置く。

第6条 本会への入会希望者は住所、氏名（ローマ字併記）、職業及び連絡先を明記し、会費を添えて事務局会へ申し込むこと。

第7条 本会を退会する際、その旨を事務局会へ申し出ること。ただし既納の会費は返還しない。

第3章 役員

第8条 本会の役員として会長1名、副会長1名、評議員若干名、会計監査2名、若干名からなる編集委員会、編集幹事、企画委員会、庶務幹事、会計幹事および広報委員会を置く。

第9条 本会の事務執行のため、会長、副会長、編集委員長（学会会報担当およびBiogeography担当の2名）、企画委員長、庶務幹事長、会計幹事長および広報委員長で構成する事務局会を設ける。

第10条 本会役員を選出方法、職務等については細則にゆずる。

第4章 その他

第11条 本会の運営に関し発言を希望する者は、随時その内容を事務局会に具申すること。

第12条 本会会則の変更は、評議員会においてこれを協議し、総会において承認される。

なお、評議員会の同意、総会での承認はともに出席者の過半数を必要とする。

第13条 本会の会則を施行するための細則を設ける。細則の決定と変更は、評議員会が行い、出席者の過半数を必要とする。

第14条 評議員会は評議員総数の過半数の出席で成立する。評議員会は議事録を作成する。

第15条 総会は定足数を設けない。総会は議事録を作成する。